ひまわりネットワーク株式会社
インターネット接続サービス契約約款
（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内
[スマイル光/三河湾ひかり/同軸(HFC)]サービスでの業務約款）

目次

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）……P4
第 2 条（約款の変更）……P4
第 3 条（用語の定義）……P4
第 4 条（サービスの提供区域）……P5

第 2 章 加入契約等

第 5 条（加入契約の単位）……P5
第 6 条（加入申込の条件）……P5
第 7 条（加入申込の方法）……P5
第 8 条（加入申込の承諾）……P6
第 9 条（加入者による初期契約解除）……P6
第 10 条（解約）……P6
第 11 条（当社による加入契約の解除）……P7
第 12 条（契約終了時の処置）……P7
第 13 条（届け出事項の変更）……P7
第 14 条（インターネット接続サービスの変更）……P8
第 15 条（権利譲渡の禁止）……P8
第 16 条（地位の継承）……P8

第 3 章 インターネット接続サービスの内容等

第 17 条（インターネット接続サービスの種類）……P8
第 18 条（付加機能の提供）……P8
第 19 条（IP－VOD の利用）……P8
第 20 条（DAZN サービスの利用）……P8
第 21 条（Hulu サービスの利用）……P8
第 22 条（FOD サービスの利用）……P8
第 23 条（メッシュWi-Fiサービスの利用）……P8
第 24 条（最低利用期間）……P8
第 25 条（サービスの変更及び終了）……P9
第 26 条（通信利用の制限等）……P9

第 4 章 利用休止・中断及び利用停止

第 27 条（インターネット接続サービス利用の休止、再開）……P9
第 28 条（インターネット接続サービスの中断）……P9
第 29 条（インターネット接続サービスの停止）……P10

第 5 章 工事及び保守

第 30 条（光通信端末又は同軸通信端末の接続等）……P10
第 31 条（引込設備、宅内設備の設置工事）……P10
第 32 条（自営端末設備の接続）……P11
第 33 条（契約者回線設置場所の変更）……P11
第 34 条（設置場所の無償使用等）……P11
第 35 条（当社の維持責任）……P12
第 36 条（加入者の維持責任）……P12
第 37 条（契約者回線その他当社の電気通信設備に故障が生じた場合の措置）…P12
第 38 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）……P12
第 39 条（修理又は復旧の順位）……P12
第 40 条（修理又は復旧の場合の暫定措置）……P13

第 6 章 料金等

第 41 条（料金等）……P13

第 42 条（利用料金）……P13
第 43 条（利用料金の計算）……P13
第 44 条（利用料金等の請求及び支払）……P13
第 45 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）……P13
第 46 条（中断、停止の場合の支払）……P14
第 47 条（料金等の減免）……P14
第 48 条（延滞金）……P14
第 49 条（消費税相当額の加算）……P14
第 50 条（端数処理）……P14

第 7 章 損害賠償等
第 51 条（損害賠償）……P14
第 52 条（賠償責任の限定）……P15
第 53 条（免責事項）……P15

第 8 章 JPRS・JPNICに係る諸手続の業務の代行等
第 54 条（JPRS・JPNIC に係る諸手続の業務の代行等）……P15

第 9 章 雑則
第 55 条（承諾の限界）……P16
第 56 条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）……P16
第 57 条（加入者の関係者による利用）……P17
第 58 条（情報等の削除等）……P17
第 59 条（サービスの提供範囲等）……P17
第 60 条（技術的事項及び技術資料）……P18
第 61 条（機密保持）……P18
第 62 条（個人情報の取扱い）……P18
第 63 条（カスタマーハラスメントについて）……P18
第 64 条（反社会勢力の排除）……P18
第 65 条（準拠法）……P18
第 66 条（関連法令の遵守）……P18
第 67 条（サイバー攻撃への対処）……P18
第 68 条（協議事項）……P19
第 69 条（合意管轄）……P19
第 70 条（特約）……P19

別表……P20
附則……P20
クレジットカード支払いに関する特約……P21
料金表……P22

ひまわりネットワーク株式会社インターネット接続サービス契約約款
（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内
［スマイル光/三河湾ひかり/同軸(HFC)サービス］での業務約款）

第１章　総則

（約款の適用）

第1条　ひまわりネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます。）の規定に従い、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条　当社は、約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

（用語の定義）

第3条　約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して、他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信回線	電気通信設備たる回線
4	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備及びこれらの付属設備
5	インターネット 接続サービス	当社の提供する電気通信回線設備を使用して、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルを利用した電気通信サービス
6	インターネット 接続サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりインターネット接続サービスを提供する当社の事業所取扱局
7	インターネット 接続サービス取扱所	インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所
8	加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
9	加入申込	加入契約の申込
10	加入申込者	加入申込をする者
11	取扱局交換設備	インターネット接続サービス取扱局に当社が設置する交換設備
12	契約者回線	加入契約に基づいて、取扱局交換設備と加入申込者の指定する場所との間に設置される電気通信回線
13	加入者	当社と加入契約を締結した者
14	引込設備	契約者回線の一部であり、加入者がインターネット接続サービスを利用するため、電気通信設備に接続された引込点（クロージャー）から契約対象物件の光接続箱までに設置された引込線及び機器
15	宅内設備	契約者回線の一部であり、光通信端末を除き、加入者がインターネット接続サービスを利用するための加入者宅の光接続箱の出力端子から光通信端末までの宅内線
16	代理店	当社又は三河湾ネットワーク株式会社と代理店契約を締結し、加入契約の取次を行う者
17	光通信端末	光サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する当社が貸与する電気通信設備（D-ONU）

18	光接続箱	光サービスにおいて、引込線と光通信端末を接続する当社が貸与する機器、当社資産と加入者資産の責任分界点
19	同軸通信端末	同軸（HFC）サービスにおいて、当社契約者回線の終端に位置し、端末設備とインターネット接続サービスに係る当社の設備との間の信号変換機能を有する当社が貸与する電気通信設備（モデム）
20	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内であるもの
21	自営端末設備	光接続箱以降の、加入者が設置する端末設備
22	自営電気通信設備	光接続箱以降の、電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
23	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
24	インターネット 接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
25	電気通信回線等	(1) 契約者回線 (2) 相互接続点（この欄の(3)に規定するものを除きます。） (3) インターネット接続事業者との相互接続点 (4) その他当社が必要により設置する電気通信設備
26	ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）によって割当てられる組織を示す名称
27	ＩＰアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 32bit/128bit のアドレス、株式会社日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「JPNIC」といいます。）にて管理される番号
28	ブロードバンドユニバーサルサービス料	事業法に定める「高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則」（令和 4 年総務省令第 70 号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金
29	消費税相当額	消費税及び地方消費税に相当する金額（法令の改正により消費税率に変更があった場合には、約款に別途規定がある場合を除き、変更後の税率に従った消費税及び地方消費税の金額。）

（サービスの提供区域）

第4条　当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、インターネット接続サービスの需要と供給の見込み等を考慮してインターネット接続サービス提供区域を設定します。

2　前項の提供区域の設定により、提供するインターネット接続サービスの内容が、区域によって異なる場合があります。

3　当社は、インターネット接続サービス区域を表示する図表を、インターネット接続サービス取扱所において、閲覧に供します。

第２章　加入契約等

（加入契約の単位）

第5条　世帯又は法人ごとに加入契約を締結するものとします。

2　加入契約は、契約者回線１回線ごとに締結するものとします。

（加入申込の条件）

第6条　加入申込者は、約款に定めるインターネット接続サービスの加入契約等の諸手続及び対応（利用料金の支払い、工事及び保守等を含みます。）が三河湾ネットワーク株式会社及び代理店を通じて行われることを承諾します。

（加入申込の方法）

第7条　加入申込者は、約款を承諾の上、当社に対し、以下の各号に定める事項を当社指定の加入申込

書へ記入し、提出するものとします。

(1)加入申込者の氏名、住所、電話番号等の事項。

(2)第 17 条（インターネット接続サービスの種類）に規定されるもののうち、利用を希望するインターネット接続サービスの種類。

(3)その他サービス提供に必要な事項。

2　前項の申込手続は、当社が指定する電磁的手段でも行うことができるものとします。

3　加入申込者が、未成年者、成年被後見人、成年保佐人又は成年補助人の場合、それぞれ法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意が必要となります。

4　当社は、年齢確認等を目的とし、身分証の提示を求める場合があり、加入申込者は、これに応じる義務があります。

(加入申込の承諾)

第8条　加入契約は、当社がこれを審査し、承諾した場合に限り、成立します。

2　当社は、次の場合には加入申込を、承諾しないことがあります。

(1)契約者回線の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。

(2)契約者回線の設置又は保守することに多額の費用を要する場合。

(3)インターネット接続サービスの料金又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。

(4)その他約款上要請される事項の履行を怠る恐れや約款に違反する恐れがある場合。

3　当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、電気通信事業法第 26 条の 2 第 1 項の書面（以下「契約書面」といいます。）を作成し、加入者に対し、交付するものとします。

4　当社は、加入者の承諾がある場合、契約書面の交付に代えて、電気通信事業法第 26 条 2 第 2 項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により、加入者に対し、前項の事項を提供することができるものとします。

5　本条第 3 項における加入契約の成立時期は、契約者回線の設置が完了した日を契約成立日とします。また、加入者がインターネット接続サービスの種類の変更を行う場合は、その変更が完了した日を契約成立日とします。

(加入者による初期契約解除)

第9条　加入者は、契約書面を受領した日（電気通信役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）から起算して 8 日を経過するまでの間、当社に対し、書面により通知することによって、電気通信役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます。）。但し、電気通信事業法第 26 条の 3 第 1 項の総務省令で定める場合はこの限りではありません。

2　書面解除の効力は、前項の書面を発した時に生じます。

3　第 1 項の書面には、契約書面を受領した日（電気通信役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅い場合は当該開始日）、当該契約の内容、加入者住所、加入者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、当社に対し、提出するものとします。郵送で行う場合、書留郵便の方法により、送付するものとし、当該書留郵便に付された消印日が第 1 項の期間を超過している場合、当社は、第 1 項の書面を受理しません。

4　当社は、加入者が書面解除をした場合、加入者に対し、以下の料金（以下「利用料金等」といいます。）を除き、損害賠償、違約金、その他金銭を請求しません。

(1)加入者が、書面解除までの期間、サービス提供を受けた分の利用料金。

(2) 既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,300 円/台）

(3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,840 円）

5　加入者が、書面解除を行った場合、当社が受領した金銭等は、前項の利用料金等を控除した残金を、加入者に対し、返還するものとします。

6　当社が、書面解除について、加入者に対し、事実と異なることを告げたことによって、加入者が告げられた内容を事実であると誤信し書面解除を利用できなかった場合は、第 1 項の期間を経過した場合でも、加入者が改めて書面解除ができる旨記載された書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面解除と同様とします。

(解約)

第10条　加入者は、加入契約を解約する場合、当社に対し、解約を希望する日の 30 日前までに、当社

の指定する方法により、届け出るものとします。
2　前項の場合、第 12 条（契約終了時の処置）の規定に準じて取り扱うものとします。

(当社による加入契約の解除)
第11条　当社は、次の各号のいずれか一つに該当した場合、加入契約を解除することがあります。
(1)第 29 条（インターネット接続サービスの停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用を停止された加入契約について、加入者が、相当期間内に、その事実を解消しない場合。
(2)当社又は加入者の責に帰すべからざる事由（電力・電話の無電柱化等）により、当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができない場合。
(3)共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者について、集合住宅契約が終了した場合。
(4)当社が、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠く又は加入者の要求を実現するための手段又は態様が社会通念上不相当であると判断し、加入者に対し、書面等でその行為の是正を求める通知を行ったにもかかわらず、相当期間内に当該行為の是正をしない場合。
(5)その他当社が当社業務に著しい支障を及ぼすと判断した場合。
2　当社は、前項により加入契約を解除する場合、加入者に対し、事前にその旨を通知します。但し、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、通知をせず、サービスの提供を停止した上、加入契約を解除することがあります。
3　加入契約を解除した場合、第 12 条(契約終了時の処置)の規定に準じて取り扱うものとします。

(契約終了時の処置)
第12条　当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、引込設備、光接続箱、光通信端末又は同軸通信端末、無線通信端末、LAN集積装置及び無線LAN機器等の設置機器を撤去するものとし、撤去に伴い加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。
2　加入者は、前項の撤去について、当社に対し、料金表に定める費用を支払うものとします。
3　加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社から貸与されている機器を別途当社の定める方法により返還するものとします。返還の期限は、当社が別に定める日を起点として 1 か月以内とし、期限を過ぎても返還がない場合、加入者は、当社に対し、料金表に定める損害賠償金を支払うものとします。なお、損害賠償金の支払いをもって、その機器の所有権は加入者に帰属します。
4　加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社に対し、料金表に定める解約費、解除料及び加入契約から発生した料金その他の債務を、当社が指定する方法によって、当社が指定する期日までに、支払うものとします。

（届け出事項の変更）
第13条　加入者は、その氏名又は名称の変更、住所の表示変更、金融機関口座の変更、支払方法の変更等加入申込時に当社に通知した内容に変更がある場合、当社に対し、当社の指定する方法によって、速やかに届け出るものとします。
2　加入者は、当社に対し、別途当社の定める変更に要する費用を支払うものとします。

（インターネット接続サービスの変更）
第14条　加入者は、加入契約をした第 17 条（インターネット接続サービスの種類）に規定するインターネット接続サービスの変更を申込むことができます。
2　前項の場合、第 8 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
3　当社が、変更の申込を承諾した場合、加入者は、当社に対し、当社が料金表に定める変更手続費を支払うものとします。
4　当社が、変更の申込を承諾し、工事を行った場合、加入者は、当社に対し、当社が定める工事費等を支払うものとします。
5　当社は、加入者が当社に対する債務を履行遅滞している等の事情がある場合、加入者に対し、変更を承諾しない場合があります。

（権利譲渡の禁止）
第15条　加入者は、加入契約から生じた契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を譲渡できません。但し、加入者が、当社に対し、正当な事由に基づき、事前に届出をし、当社が、これを承諾した場合には、この限りではありません。
2　前項により、契約上の地位又は権利義務の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の全ての義務を継承するものとします。

（地位の継承）
第16条　相続又は法人の合併等により加入者の地位の継承があった場合には、相続人、合併等後の存続法人又は合併等により設立された法人は、当社に対し、地位の承継があったことを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。
2　相続人が2人以上のときは、そのうちの1人が、当社に対し、自身のみが加入契約に関する地位の承継をしたことを証明する書類又は他の相続人全員からの委任状を届け出るものとします。

第3章　インターネット接続サービスの内容等

（インターネット接続サービスの種類）
第17条　当社は、加入者に対し、第4条（サービスの提供区域）で設定する区域内において、次のインターネット接続サービスを提供します。
(1)当社が、料金表に定める基本利用料金の範囲で、行うインターネット接続サービス。(以下「基本サービス」といいます。)
(2)基本サービス以外の料金表に定める付加機能サービス。(以下「付加機能」といいます。)

（付加機能の提供）
第18条　当社は、加入者から請求があった場合、料金表の規定に基づき、付加機能を提供します。
2　前項の付加機能の利用は、基本サービスの加入が必要となります。
3　当社が、提供する付加機能につき、利用規約、注意事項、使用許諾契約その他利用に関する規定を別途定めている場合、これらの規程に準じて適用します。
4　加入者は、当社が、付加機能にて提供するメールアカウントにおいて、メンテナンス情報等のお知らせを送信することに承諾します。

（IP-VODの利用）
第19条　IP-VODの利用は、「IP-VODサービス milplus（みるプラス）加入契約約款」及び「IP-VODサービス利用規約」に定めるところによります。

（DAZNサービスの利用）
第20条　DAZNサービスの利用は、「DAZN利用規約」及び「DAZNサービスに関する利用規約」に定めるところによります。

（Huluサービスの利用）
第21条　Huluサービスの利用は、「HJホールディングス社規約」及び「Huluサービスに関する利用規約」に定めるところによります。

（FODサービスの利用）
第22条　FODサービスの利用は、「株式会社フジテレビジョンが定めるFOD利用規約」及び「FODプレミアムに関する利用規約」に定めるところによります。

（メッシュWi-Fiサービスの利用）
第23条　メッシュWi-Fiの利用は、「メッシュWi-Fiサービス利用規約」に定めるところによります。

（最低利用期間）
第24条　各インターネット接続サービスには、加入契約の最低利用期間（以下「最低利用期間」といい

ます。）があります。最低利用期間は、料金表に定めるところによります。
2　加入者は、料金表に最低利用期間の記載がないインターネット接続サービスであっても、サービスの提供を開始した日から起算して１か月間は利用することを承諾します。
3　加入者が、最低利用期間内に、加入契約の変更若しくは解約を行った場合又は当社が加入契約の解除を行った場合、加入者は、料金表に定める最低利用期間に関する解除料を支払うものとします。
4　加入者は、前項の解除料を、当社に対し、当社が指定する方法により、当社が指定する期日までに、一括で支払うものとします。

（サービスの変更及び終了）
第25条　当社は、社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、第 17 条（インターネット接続サービスの種類）に定めるインターネット接続サービスの提供内容の変更、同サービスの一部又は全部を終了する場合があります。その場合、加入者に対し、あらかじめ相当な期間をもって、通知します。

（通信利用の制限等）
第26条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生又はその恐れがあるときは、災害の予防、救援、交通、通信若しくは電力の供給確保、秩序の維持のため、必要な通信及び公共の利益のため又は緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を制限する措置を採ることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関（海上保安庁の機関を含みます）、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社の機関、放送事業者の機関、通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

2　通信が著しく輻輳(ふくそう)したとき又はその通信が発信者により予め設定された数を超える交換設備を経由する場合、通信が相手先に着信しないことがあります。
3　加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
4　当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が、児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像について、事前に通知することなく、加入者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像及び映像を閲覧できない状況に置くことがあります。
5　当社は、本条第 4 項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧できない状態にする場合があります。
6　当社は、本条第 4 項及び 5 項の措置について、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、通信の秘密を不当に侵害しないと認められる場合に限り行います。

第 4 章　利用休止・中断及び利用停止

（インターネット接続サービス利用の休止、再開）
第27条　加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、当社に対し、事前に届け出ることにより、第 17 条（インターネット接続サービスの種類）に定めるインターネット接続サービスの利用を、一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1 回につき 12 か月を限度とします。
2　休止期間の料金は、料金表に規定する金額とし、休止した日の属する月及び再開した日の属する月のインターネット接続サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。
3　休止期間終了時、休止前に利用していたサービスが、既に新規受付の停止や提供終了していた場合、そのサービスを利用することはできず、別のサービスを利用するものとします。

（インターネット接続サービスの中断）

第28条　当社は、次の場合、加入者に対するインターネット接続サービスの提供を中断することがあります。

(1)電気通信設備及の保守上又は工事上やむをえない場合。
(2)電気通信設備の障害等やむをえない事由がある場合。
(3)第 26 条（通信利用の制限等）の規定により通信利用を中止する場合。
(4)他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、インターネット接続サービスの提供が困難になった場合。
(5)加入者からインターネット接続サービス（基本サービス及び付加機能）の一時的な中断の請求があった場合。
(6)天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2　当社は、インターネット接続サービスの提供を中断するときは、加入者に対し、事前に通知します。但し、緊急事態等やむをえない場合、この限りではありません。

（インターネット接続サービスの停止）

第29条　当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、加入者に対するインターネット接続サービスを停止することがあります。但し、第 1 号に該当する場合の停止期間は、加入者が、当社に対し、料金その他債務の全額を支払うまでとします。

(1)利用料金、工事費、延滞金、その他約款の規定により支払うことになった債務（以下「債務」といいます。）について支払期日を経過してもなお、加入者の支払いがない場合。
(2)第 56 条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）の規定に違反した場合。
(3)当社が提供するインターネット接続サービスを利用する者の利用に対し、重大な支障を与える又は与える恐れのある場合。
(4)加入者が、契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者の電気通信回線等を、当社の事前の承諾を得ずに接続した場合。
(5)前各号のほか、約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を与える又は与える恐れのある行為を行った場合。

2　当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用を停止するときは、加入者に対し、事前にその理由、停止する日及び期間を通知します。但し、加入者が第 56 条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）の禁止行為を行った場合又は当社が該当すると判断した場合、当社は、加入者に対し、通知せず、利用停止又は情報の削除等の措置をとる場合があります。

第 5 章　工事及び保守

（光通信端末又は同軸通信端末の接続等）

第30条　当社は、原則として、加入者が指定する場所において、自営端末設備又は自営電気通信設備、当社光通信端末又は同軸通信端末を接続します。

2　当社は、光通信端末、同軸通信端末、無線通信端末、LAN 集積装置、無線 LAN 機器等提供するインターネット接続サービスごとに定められた機器を、加入者宅において、設置し、加入者に対し、貸出します（以下「設置機器」といいます。）。

3　第 1 項及び 2 項の工事は、当社指定の業者で実施するものとし、当社指定の工法及び使用機器によるものとします。

4　加入者が、故意又は過失により、設置機器を破損又は紛失した場合、加入者は、当社に対し、料金表記載の損害賠償金を、支払うものとします。損害賠償金の支払いによって、その設置機器の所有権は、加入者に帰属します。

5　加入者は、当社が認める場合を除き、設置機器の交換を請求できません。但し、当社が認める場合の交換であっても、加入者は、当社に対し、交換手数料を払わなければならない場合があります。

（引込設備、宅内設備の設置工事）

第31条　当社は、ヘッドエンドの設置されたサブセンタから引込設備までの施設につき、当社側の施設

とし、引込設備の設置工事（以下「引込工事」といいます。）及び必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行います。但し、引込工事は、加入者が、その設置に関する料金表記載の費用を負担するものとします。

2　前項にかかわらず、集合住宅等の共同施設に居住し、インターネット接続サービスの提供を受けている場合、光通信端末又は同軸通信端末を除き、加入者施設の室内にある接続端子以降の施設を、加入者側の施設とします。なお、接続端子以前の施設は、建物所有者及び当社の建物基本契約によって決定します。

3　宅内設備は、加入者側の施設とします。その設置工事（以下「宅内工事」といいます。）の使用機器、工法等は、当社の指示に従うものとし、加入者は、料金表記載の費用を負担するものとします。

4　電気通信設備の改修、電柱又は道路所有者への工事の許諾申請等により引込工事までに時間を要する場合があります。

（自営端末設備の接続）

第32条　加入者は、その契約者回線に別表１の技術基準に適合することに関する指定認定機関（事業法施行規則第 32 条第１項第５号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社に対し、当社所定の書面により請求をするものとします。

2　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1)その接続が別表 1 の技術基準に適合しない場合。

(2)その接続が、事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当する場合。

3　当社は、前項の請求の承諾にあたって、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当する場合を除き、その接続が別表 1 の技術基準に適合するか否かの検査を行います。

4　前項の検査を行う場合、当社の係員は、加入者に対し、所定の証明書を提示するものとします。

5　加入者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に、自営端末設備の接続に係る工事を行わせ又は実地に監督させなければなりません。但し、同規則第 3 条で定める場合は、この限りでありません。

6　加入者が、その自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7　加入者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に対し、通知するものとします。

（契約者回線設置場所の変更）

第33条　加入者は、別表１の技術基準等に適合する場合、同一家屋内においてのみ設置機器の設置場所の変更が出来るものとします。但し、その工事は、当社指定の業者が実施します。

2　加入者は、次の各号のいずれかに該当し、契約者回線の設置場所の変更を希望する場合、当社に対し、事前に届け出るものとします。

(1)改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更するときで、新たに引込工事を必要とする場合。

(2)当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

3　前項 2 号の場合、契約の内容に関わる形態の変更又は制限がある場合があります。

4　第 1 項及び 2 項の場合、当社は、第 8 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとし、当社が承諾した場合、加入者は引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所の変更ができるものとします。

5　引込設備、宅内設備又は設置機器の設置場所変更に伴う引込又は宅内工事の費用負担や工事分担は、第 31 条（引込設備、宅内設備の設置工事）によるものとします。また、引込設備や設置機器等の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

（設置場所の無償使用等）

第34条　加入者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は加入者が建物内において所有又は占有する敷地及び構築物等を、当社が契約者回線及び端末設備を設置るために必要最小限の範囲で、無償で使用することを承諾するものとします。

2　加入者は、当社が、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備の使用を希望する場合、加入者の負担によりその特別な設備の設置をするものとします。

3　加入者は、加入契約に基づき設置する設置機器及び電気通信設備の利用に必要となる電源供給の

費用負担につき、承諾するものとします。

4　加入者は、当社及び当社の指定する者が、加入契約に基づく当社の電気通信設備の工事、検査、修理、撤去及び復旧を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物への出入りが必要な場合、これを承諾するものとします。

5　加入者は、第１項及び２項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者が存在するときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

（当社の維持責任）

第35条　当社は、当社の設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

（加入者の維持責任）

第36条　加入者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表 1 の技術基準に適合するよう維持するものとします。

（契約者回線その他当社の電気通信設備に故障が生じた場合の措置）

第37条　加入者は、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなった場合、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に対し、直ちにそのことを通知するものとします。

2　前項の通知があった場合、当社又は当社が指定する業者が、その原因を調査し、修理を行います。

3　前項の調査の結果、異常及び故障が、加入者の責に帰する事由であった場合又は当社の電気通信設備に故障がないことが明らかになった場合は、当該調査及び修理に要した費用は、加入者が負担するものとします。

4　火災、地震、風水害その他の天災地変又は落雷等による異常電圧等の外部的要因その他不可抗力による接続機器の故障、破損又は滅失に関して、機器の修理費及び出張費が発生した場合、加入者の負担により行うものとします。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第38条　当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、加入者に対し、その自営端末設備の接続が別表 1 の技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある又はその他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。

2　前項の検査を行う場合、当社の係員は、加入者に対し、所定の証明書を提示します。

3　第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が別表 1 の技術基準に適合していると認められない場合、加入者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずすことを承諾します。

（修理又は復旧の順位）

第39条　当社は、当社の電気通信設備が故障又は滅失した場合、かつ、その全部を修理又は復旧することができない場合、第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線に係る電気通信設備を修理又は復旧します。この場合、第１及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの、水防機関に設置されるもの、消防機関に設置されるもの、災害救助機関に設置されるもの、警察機関に設置されるもの、防衛機関に設置されるもの、輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの、通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの、電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの、水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの、選挙管理機関に設置されるもの、新聞社の機関に設置されるもの、放送事業者の機関に設置されるもの、通信社の機関に設置されるもの、預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの、国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１位順位及び第２位順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の暫定措置）
第40条　当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するインターネット接続サービス取扱局を変更することがあります。

第6章　料金等

（料金等）
第41条　当社は、事務手数料金、利用料金、工事費、変更手続費、解約費、解除費、機器紛失時の損害賠償金、延滞金及びその他債務（以下、総称して料金等といいます。）を定め、加入者は、当社に対し、対象となる料金等を支払うものとします。
2　当社は、インターネット接続サービスの加入促進のため料金等を割引くことがあります。

（利用料金）
第42条　加入者は、第 17 条（インターネット接続サービスの種類）に定めるインターネット接続サービスの利用に際し、当社に対し、料金表記載の利用料金を支払うものとします。
2　当社は、第17条（インターネット接続サービスの種類）のインターネット接続サービスを行うため、地域、期間及びインターネット接続サービスの種類を限定した基本利用料金を設定する場合があります。
3　社会情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、利用料金の改定をすることがあります。その場合、当社は、加入者に対し、改定月の１か月前までに、所定のＷＥＢサイトその他相当の方法により、通知いたします。

（利用料金の計算）
第43条　当社は、加入者のインターネット接続サービスの月額基本利用料金を１日から末日までの１か月単位で計算します。但し、インターネット接続サービスの利用を開始した月の利用期間が１か月に満たない場合、日割り計算を行います。
2　加入者は、前項において、サービスの変更又は休止若しくは再開があった場合、変更後のサービス料金を支払うものとします。但し、月の途中での変更の場合には、それぞれの料金を日割り計算により支払うものとします。
3　当社は､付加機能サービスの月額利用料金を１日から末日までの１か月単位で計算します｡但し、付加機能サービスの利用を開始した月の利用期間が１か月に満たない場合であっても日割り計算は行いません。

（利用料金等の請求及び支払）
第44条　当社は、加入者に対し、第 43 条（利用料金の計算）で計算された利用料金を、利用した月の翌月に請求するものとします。
2　当社は、事務手数料金、工事費、変更手続費、解約費、解除料、設置機器の損害賠償金、延滞金等その他の債務が加入契約に基づき発生した場合、加入者に対し、これを前項の利用料金に合算して請求するものとします。
3　当社は、料金等の代行収納を三河湾ネットワーク株式会社に委託しており、加入者は、第１項及び２項に定める料金等を、当社が指定した期日までに、当社が指定する金融機関の口座振替又はクレジットカード払いの方法により支払うものとします。
4　当社は、加入者に対し、第３項に定める以外の支払方法を認める場合があります。その場合の支払いに要する手数料は、加入者の負担とします。
5　当社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。但し、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合、この限りではありません。当社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、加入者に対し、1 通につき料金表に定める費用を請求するものとします。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）
第45条　加入者は、その料金月の末日において加入契約を締結している場合、料金表に定めるブロード

バンドユニバーサル料（事業法に定める高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備に係る交付金および負担金算定等規則（令和4年総務省令第70号）により、総務省の認可に基づき支援機関が定める回線単価に基づいて、当社が定める料金。）の支払いを要します。

（中断、停止の場合の支払）

第46条　利用の一時中断等によりインターネット接続サービスを利用することができない状態が生じた場合、料金の支払いは、次のとおりとなります。

(1)利用の一時中断をした場合、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2)利用の停止があった場合、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3)前2号の規定によるほか、加入者は、次の区分の場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1　加入者の責めに帰すべきではない事由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（加入契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）、かつ、当社がそのことを知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	当社が、そのことを知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）につき、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての料金等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。
2　移転に伴ってインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（加入者の都合によりインターネット接続サービスを利用しなかった場合、かつ、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての料金。

（料金等の減免）

第47条　当社は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、約款の規定にかかわらず、一時的に、加入者の料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

2　当社は、料金等を減免したときは、加入者に対し、その旨を、所定のＷＥＢサイトへの掲載又はその他相当な方法により、加入者に周知するものとします。

（延滞金）

第48条　加入者は、料金等の債務を延滞した場合、当社に対し、延滞した債務の支払いに加え、支払期日の翌日から債務を全額弁済する日まで、年利14．6％の延滞金を支払うものとします。

（消費税相当額の加算）

第49条　当社は、料金その他の支払いについて、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。但し、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2　消費税の加算により、料金表記載の税抜額に基づき計算した合計額と、実際の請求金額が異なる場合があります。

（端数処理）

第50条　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第7章　損害賠償等

（損害賠償）

第51条　当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により、相手方に損害を与えた場合、その損害（弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を賠償するものとします。

（賠償責任の限定）
第52条　前条にかかわらず、当社の責に帰すべき事由によって、インターネット接続サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合、当社は、加入者に対し、当社が、その状態を知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合、次項記載の損害に限り、賠償します。
2　前項の場合、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)につき、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスに係る料金表に定める利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（免責事項）
第53条　天災地変その他当社の責に帰さない事由等により、サービスの提供の中止を余儀なくされた場合、当社は、その責任を負わないものとします。
2　当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、加入者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
3　当社は、約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。但し、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り、負担する場合があります。
4　当社は、登録提供された情報、文章等が、当社機器の所定の記憶容量を超過した場合、加入者に対し、事前に通知することなく、当該情報、文章等を削除することがあります。なお、当社は、削除又は削除しなかったことによって、加入者又は第三者に生じた損害につき、責任を負わないものとします。
5　当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する加入者の損害につき、一切の責任を負わないものとします。
(1)インターネット接続サービスの完全性、確実性、特定目的への有効性及び適合性
(2)加入者が、インターネット接続サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
(3)インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと
(4)インターネット接続サービスが、即時性をもって提供されること
(5)インターネット接続サービスが、当社の意図によらずに中断されないこと
(6)当社が、インターネット接続サービスに関連して加入者に提供する試験サービス又はこれに類する名のサービスにつき、何等の欠陥又は瑕疵も生じないこと
6　インターネット接続サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りは、すべて加入者の自己責任において行われ、その結果生じた加入者のコンピューターへの損害、データの消失等　は、加入者に責任があるものとし、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合は除き、その責任を負わないものとします。
7　当社は、インターネット接続サービスに関連して加入者に発生した損害につき、直接的な損害、間接的な損害、通常損害、特別損害を含め、一切の賠償を行いません。
8　当社は、付加機能で提供するメールアカウントへの送信又は書面の郵送等その他相当な方法により、メンテナンス情報等のお知らせを通知するものとします。この場合、当社は、加入者の設定により受信されない場合であっても、加入者が、通常その到達すべき時に、通知内容を了知したとみなします。

第8章　JPRS・JPNICに係る諸手続の業務の代行等

（JPRS・JPNICに係る諸手続の業務の代行等）
第54条　当社は、加入者から請求があったときは、JPRS・JPNICに係る諸手続の代行を行います。この

場合の費用は、当社が別途定める費用とし、加入者が負担します。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、前項の請求を承諾しないことがあります。

(1)申請するための接続の態様を構築することが技術上著しく困難なとき。

(2)当該請求をした者が、その代行に係る費用の支払いを怠り又は怠る恐れがあるとき。

第9章　雑則

（承諾の限界）

第55条　当社は、加入者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務上支障がある場合、その請求を承諾しないことがあります。この場合、当社は、加入者に対し、その理由を通知します。但し、約款に別途定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）

第56条　当社は、加入者が、インターネット接続サービスの利用にあたって、次の行為（以下「禁止行為」といいます。）を行うことを禁止します。

(1)加入契約に基づき設置された電気通信設備の移動、停止、取りはずし、加入申込時に当社に通知した利用場所以外での接続、変更、分解、損壊又はその設備に線条その他の導体の連絡をする行為。但し、天災、事変その他の事態に際して電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備、自営電気通信設備の接続又は保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2)設置機器の第三者への貸出し、譲渡、質入れその他の処分等をする行為。

(3)直接又は間接を問わず、設置機器の本体及びコンピュータプログラムを複製、改造、変造、解析等をする行為。

(4)当社に無断で引込設備、宅内設備の改変、補修、増設及び機器等を接続する行為。

(5)故意に、契約者回線又はその他通信の伝送交換に妨害を与える行為。

(6)当社が、事前に業務の遂行上支障がないと認めた場合を除き、当社の電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付ける行為。

(7)違法又は明らかに公序良俗に反する内容でインターネット接続サービスを利用する行為。

(8)第三者又は当社の著作権その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為。

(9)第三者又は当社の財産、プライバシー及び肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為。

(10)第三者を差別、誹謗中傷、その名誉又は信用を毀損する行為。

(11)猥褻・幼児虐待にあたる文書・図画・映像等の情報を提供する行為。

(12)第三者になりすまして各種インターネット接続サービスを利用する行為。

(13)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等の使用又は情報を提供する行為。

(14)宛先が不特定又は受信者の承諾を得ない広告、宣伝、勧誘等の電子メールを、一方的に送信する行為。

(15)インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。

(16)事実に反する情報を提供する行為又はその恐れのある行為。

(17)犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく恐れのある行為。

(18)第三者を自殺に誘引､勧誘又は危害が及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。

(19)法令又は各地方自治体が制定する条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為。

(20)当社を含む他者の設備（電気通信設備及びコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含みます。）を不正に書き換え、消去、破壊及び不正にアクセスする行為又はこれらを助長する行為。

(21)詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為

(22)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止品又はこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく行為又はそのおそれのある行為。

(23)未承認又は使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売する行為。

(24)販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
(25)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸与の広告を行う行為。
(26)無限連鎖講（ネズミ講）を開設又はこれを勧誘する行為。
(27)第三者の設備等又は当社インターネット接続サービスに関する設備の利用若しくは運用に支障を与える行為又はそのおそれのある行為。
(28)違法な賭博・ギャンブルを行わせる又は違法な賭博・ギャンブルの参加を勧誘する行為。
(29)違法行為（拳銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
(30)人の殺人現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
(31)前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。
(32)その他、当社が不適切と判断する行為。

2　加入者が、本条1項の禁止行為を行った場合、その責任は加入者にあり、当社は一切の責任を負わないものとします。

3　加入者が、故意又は過失により本条1項の禁止行為を行い、当社又は第三者に損害を与えた場合、加入者は、当社又は第三者に対し、その損害を賠償するものとします。

4　加入者は、第1項の規定に違反して、電気通信設備を紛失又は毀損した場合、当社に対し、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を、支払うものとします。

（加入者の関係者による利用）

第57条　加入者が当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のインターネット接続サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して加入契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様に約款を遵守させる義務を負うものとします。

2　前項の場合、加入者は、当該関係者が第56条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）各号に定める禁止事項のいずれかを行い又はその故意又は過失により当社又は第三者に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、約款の各条項が適用されるものとします。

（情報等の削除等）

第58条　当社は、加入者によるインターネット接続サービスの利用が第56条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合又はその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不適当と当社が判断した場合、当該加入者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第56条（利用に係る加入者の禁止行為及び義務）の各号に該当する行為をやめるように要求します。
(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
(4) 事前に通知することなく、加入者が発信又は表示する情報の全部又は一部を削除又は他者が閲覧できない状態に置きます。

2　前項の措置は、加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては、自己責任の原則が尊重されるものとします。

（サービスの提供範囲等）

第59条　当社は、約款の規定に基づくインターネット接続サービスを、第4条（サービスの提供区域）にて設定する区域に限り、提供します。

2　相互接続点において接続を行う場合、当社が提供するインターネット接続サービスの範囲は、その相互接続点までとします。この場合、当社は、加入者に対し、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

3　加入者は、別表2のインターネット接続事業者との間で、相互接続利用契約を締結することになります。この場合、加入者は、当社が、相互接続利用契約により発生したインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、約款に基づき料金を請求することを承諾するものとします。

4　加入契約の解除があった場合、その解除に伴い、前項の規定により締結する別表2のインターネット接続事業者との間の相互接続利用契約は、解除となります。

（技術的事項及び技術資料）
第60条　インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別表３のとおりとします。
2　当社は、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスを利用するうえで参考となる別表４の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（機密保持）
第61条　加入者及び当社は、加入契約の履行及びインターネット接続サービスの提供に関し知り得た加入者及び当社の機密を、第三者に対し、開示又は漏洩してはなりません。

（個人情報の取扱い）
第62条　個人情報の取り扱いは、当社所定のＷＥＢサイトで掲載する「個人情報の取扱いについて」に定めるものとします。

（カスタマーハラスメントについて）
第63条　カスタマーハラスメントについての対応は、当社所定のＷＥＢサイトで掲載する「カスタマーハラスメント基本方針」に定めるものとします。

(反社会勢力の排除)
第64条　加入申込者及び加入者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
(1)暴力団
(2)暴力団及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
(3)暴力団準構成員
(4)暴力団関係企業
(5)総会屋等
(6)社会運動等標ぼうゴロ
(7)特殊知能暴力集団等
(8)前各号の共生者
(9)その他各全号に準ずる者
2　加入申込者及び加入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求
(3)取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、業務を妨害する行為
(5)その他各号に準ずる行為
3　次の各号のいずれかに該当し、インターネット接続サービスを提供することが不適切であると当社が認める場合、当社は責任等を負うことなく、加入者の承諾又は催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
(1)加入者が第１項各号のいずれかに該当することが判明したとき
(2)加入者が第２項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
(3)加入者が第１項又は第２項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
(4)加入者が前３号に関する必要な調査等に応じない又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

(準拠法)
第65条　約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

(関連法令の遵守)
第66条　当社は、約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

(サイバー攻撃への対処)

第67条　当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号。以下「機構法」といいます。)に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により、当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合、当社が、必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用加入者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(協議事項)

第68条　約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた場合、当社及び加入者は、誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

(合意管轄)

第69条　加入者と当社との間における一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(特約)

第70条　当社は特に必要があるときには、約款に特約を付することができるものとします。

別表

別表１　自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準

区別	技術基準
インターネット 接続サービス	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令 31 号）で定める技術基準

別表２　インターネット接続事業者

株式会社コミュニティネットワークセンター

別表３　インターネット接続サービスにおける基本的な技術事項

項目	規格
相互接続回路	IEEE802.3i 10BASE-T準拠、IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠、IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠 IEEE802.11b 準拠,　IEEE802.11g 準拠, IEEE802.11n 準拠

別表４　技術参考資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （１）物理的条件：ISO8877（8 ピンモジュラーコネクタ)に準拠 （２）電気的条件：Ethernet version 2（10/100/1000BASE-T)に準拠 （３）論理的条件：Ethernet version 2（データリンク制御)、又は IEEE802.2（論理リンク制御)、IEEE802.3（メディアアクセス制御)、及び TCP/IP に準拠

附則

(約款施行前の手続の効力等)

1　約款施行前に、改正前の約款の規定により行った手続その他の行為は、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2　約款施行の際、現に改正前の約款の規定により提供している電気通信サービスは、約款中にこれに相当する規定があるときは、約款に基づいて提供しているものとみなします。

(約款施行後の経過措置)

1　約款施行の際、現に改正前の約款により提供しているインターネット接続契約は、約款施行の日に、改正後の約款による契約へ移行したものとみなして取り扱います。

2　約款施行前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

（実施期日）

1 約款は、2019 年 12 月 1 日より施行します。
2 約款は、2020 年 9 月 23 日より施行します。
3 約款は、2021 年 5 月 15 日より施行します。
4 約款は、2021 年 6 月 21 日より施行します。
5 約款は、2021 年 7 月 1 日より施行します。
6 約款は、2022 年 2 月 22 日より施行します。
7 約款は、2022 年 6 月 1 日より施行します。
8 約款は、2022 年 6 月 30 日より施行します。
9 約款は、2023 年 2 月 28 日より施行します。
10 約款は、2023 年 4 月 1 日より施行します。
11 約款は、2023 年 5 月 20 日より施行します。
12 約款は、2023 年 9 月 30 日より施行します。
13 約款は、2023 年 10 月 24 日より施行します。
14 約款は、2023 年 12 月 1 日より施行します。
15 約款は、2024 年 3 月 1 日より施行します。
16 約款は、2024 年 7 月 1 日より施行します。
17 約款は、2024 年 8 月 30 日より施行します。
18 約款は、2024 年 10 月 1 日より施行します。
19 約款は、2024 年 10 月 10 日より施行します。
20 約款は、2024 年 12 月 1 日より施行します。
21 約款は、2025 年 1 月 22 日より施行します。

22 約款は、2025年3月1日より施行します。
23 約款は、2025年4月1日より施行します。
24 約款は、2025年6月1日より施行します。
25 約款は、2025年7月1日より施行します。
26 約款は、2025年10月1日より施行します。
27 約款は、2026年1月1日より施行します。
28 約款は、2026年2月1日より施行します。
29 約款は、2026年9月11日より施行します。
30 約款は、2026年11月10日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

1 加入者は、当社に対し、加入者が支払うべき料金等を、当社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
2 加入者は、当社に対し、申出をしない限り、継続して前項と同様の支払方法によるものとします。また、当社は、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
3 加入者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、当社に対し、遅滞なくその旨を連絡するものとします。
4 加入者は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は加入者の指定したクレジットカード会社の判断により、一方的にクレジットカードによる支払をすることができない場合があります。

料金表

通則
(料金表の適用)
1 インターネット接続サービスのコース、付加機能サービスの内容及びこれらに関する料金は、この料金表に規定します。工事に関する費用は、当社が別途定めるところにより適用します。但し、1-2 料金表に規定する同軸（HFC）サービスは、当社インターネットサービスに対応している集合住宅（以下、対応集合住宅といいます。）のみ利用ができるものとします。
(料金等の変更)
2 当社は、インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合、インターネット接続サービスに関する料金及び工事に関する費用は、変更後の料金及び工事に関する費用によります。
(料金等の割引)
3 当社は、料金表に規定する料金につきインターネット接続サービス加入促進を目的として、割り引くことがあります。
4 加入者の都合により、サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、月額利用料の割引は、ありません。

利用料金
1　インターネット接続サービス
1-1　適用
利用料の適用は、約款第 41 条（料金等）に定めるところによります。この場合において、同条により支払いを要する料金の額は、1-2（利用料）の規定の額とします。

1-2　利用料
【スマイル光】

サービス名	単位	料金額（月額）
光 スタート （10Mbps）	1 契約者回線ごとに	3,119 円（税込　3,430 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　1 個
光 ステップアップ （33Mbps）	1 契約者回線ごとに	4,262 円（税込　4,688 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　1 個
光 スタンダード （300Mbps）	1 契約者回線ごとに	4,739 円（税込　5,212 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　6 個
光 プレミアム （1G 相当）	1 契約者回線ごとに	5,500 円（税込　6,050 円） （光通信端末、無線通信端末（親機）の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　11 個
光 10 ギガ	1 契約者回線ごとに	8,500 円（税込　9,350 円） （光通信端末、無線通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　11 個
光パック 500 メガトリプル	1 契約者回線ごとに	ケーブルプラス版：5,597 円（税込 6,156 円） ケーブルライン版：5,437 円（税込 5,980 円） （上記料金には光放送端末、光通信端末、光電話用端末及び無線通信端末（親機）の機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、マカフィー® セキュリティサービス月額基本利用料金を含みます。） ※放送サービスは、当社放送サービス契約約款に準じます。 ※電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又はIP電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。 ※2023年3月末日を以って新規申込受付を終了しました。
光パック 1 ギガトリプル		ケーブルプラス版：9,160 円（税込 10,076 円） ケーブルライン版：9,000 円（税込 9,900 円） （上記料金には光放送端末、光通信端末、光電話用端末、無線通信端末（親機・子機）及びデジタルホームターミナル１台の

	1契約者回線ごとに	機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、楽録、マカフィー® セキュリティサービス、milplus（みるプラス）月額基本利用料金を含みます。） ※放送サービスは、当社放送サービス契約約款に準じます。 ※電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又はIP電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。 ※2023年3月末日を以って新規申込受付を終了しました。 ※上記サービスに付帯される、IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」は2027年2月28日を以ってサービス終了します。
光スマート CS パック	1契約者回線ごとに	ケーブルプラス版：9,260 円（税込 10,186 円） ケーブルライン版：9,100 円（税込 10,010 円） （上記料金には光放送端末、光通信端末、光電話用端末、デジタルホームターミナル 1 台及び無線通信端末 2 台の機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、ケーブルプラス STB2 及び外付けハードディスク又は新 4K 放送対応楽録、マカフィー® セキュリティサービス月額基本利用料金を含みます。） ※放送サービスは、当社放送サービス契約約款に準じます。 ※電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又はIP電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。
光スマートパック	1契約者回線ごとに	ケーブルプラス版：5,660 円（税込 6,226 円） ケーブルライン版：5,500 円（税込 6,050 円） （上記料金には光放送端末、光通信端末、光電話用端末 1 台及び無線通信端末 2 台の機器使用料金、放送サービス、インターネットサービス、電話サービス、マカフィー® セキュリティサービスの月額基本利用料金を含みます。） ※放送サービスは、当社放送サービス契約約款に準じます。 ※電話サービスは、ケーブルプラス電話サービス契約約款及びケーブルプラス電話利用規約又は IP 電話サービス契約約款及びケーブルライン利用規約に準じます。
サービス休止時の設備維持管理費	契約者ごとに	400 円(税込　440 円)

【三河湾ひかり】

サービス名	単位	料金額（月額）
スタート（10Mbps）	1契約者回線ごとに	3,119 円（税込　3,430 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　1 個
ステップアップ（33Mbps）	1契約者回線ごとに	4,262 円（税込　4,688 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　1 個
ひかりスタンダード（300Mbps）	1契約者回線ごとに	4,739 円（税込　5,212 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　6 個
ひかりプレミアム（1G 相当）	1契約者回線ごとに	5,500 円（税込　6,050 円） （光通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　11 個
サービス休止時の設備維持管理費	契約者ごとに	400 円(税込　440 円)

【同軸（HFC）】

サービス名	単位	料金額（月額）
ｽﾀｰﾄﾌﾟﾗﾝ(10Mbps)	1契約者回線ごとに	3,119 円（税込　3,430 円） （同軸通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　1 個
ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟﾌﾟﾗﾝ（33Mbps）	1契約者回線ごとに	4,262 円（税込　4,688 円） （同軸通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　1 個

ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾌﾟﾗﾝ (110Mbps)	1契約者回線 ごとに	4,739円（税込　5,212円） （同軸通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　6個
ﾌﾟﾚﾐｱﾑﾌﾟﾗﾝ (200Mbps)	1契約者回線 ごとに	5,500円（税込　6,050円） （同軸通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数　11個
ﾏﾝｼｮﾝﾀｲﾌﾟ 110Mbps コース	1契約者回線 ごとに	3,429円（税込3,771円） （同軸通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数6個
ﾏﾝｼｮﾝﾀｲﾌﾟ 200Mbps コース	1契約者回線 ごとに	4,572円（税込5,029円） （同軸通信端末の機器使用料金を含みます。） メールアカウント標準提供数11個
サービス休止時の 設備維持管理費	契約者ごとに	400円(税込　440円)

2　付加機能サービス

2-1　適用

利用料の適用は、約款第41条（料金等）に定めるところによります。この場合において、同条により支払いを要する料金の額は2-2(利用料)の規定の額とします。

区分	内容
メールアカウント追加 サービス	加入者がコース毎の標準提供数を超えるメールアカウントを希望する場合に適用します。
コンテンツフィルター サービス	有害なホームページの閲覧を制限する機能を持ったアプリケーションを加入者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ウイルスチェック・迷惑メール 対策サービス	電子メールに添付されるウイルスの駆除・迷惑な電子メールを制限する機能を利用する場合に適用します。
Ｗｅｂホスティングサービス （新規受付終了） ※スタートプランでの利用はできません。	加入者があらかじめ取得した仮想ドメイン名（あらかじめ加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。
Ｍａｉｌホスティングサービス （新規受付終了） ※WEBホスティングサービスの 利用が条件となります。	加入者があらかじめ指定した仮想ドメイン名（あらかじめ加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
セキュリティソフト （Aitainetウイルスバスター 月額版サービス）	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを加入者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
セキュリティソフト （マカフィー® セキュリティサービス）	ウイルス駆除を含みインターネット上の様々な危険からパソコンを守る機能を持ったアプリケーションを加入者のパソコンにインストールし、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ＤＨＣＰグローバルＩＰサービス	当社のＤＨＣＰサーバーより動的に配布するグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
固定グローバルＩＰサービス	当社が予め指定したグローバルIPアドレスにより、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
ＬＡＮ接続サービス スタートプランでの利用はできません。	当社が予め指定したグローバルIPアドレス群により、インターネット接続サービスを利用する場合に適用します。
Aitainetドメインサービス M	加入者が予め指定した仮想ドメイン名（予め加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）に対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます。
Aitainetドメインサービス W/M	加入者が予め指定した仮想ドメイン名（予め加入者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）により、情報ページを使用して当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開

	を行う機能をいいます。また、仮想ドメイン名対して送られた電子メールを、当社に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び配信を行う機能をいいます
10ギガ増速サービス ※光スマートCSパック、 光スマートパック加入者限定	光スマートCSパック、光スマートパックの加入者に限り、 10ギガへの増速を適用します。
Wi-Fiルーター追加 （3台目以降） ※光スマートCSパック、 光スマートパック加入者限定	光スマートパックの加入者に限り、Wi-Fiルータ１台を追加利用する場合に適用します。
Huluサービス	定額制動画配信サービス「Hulu サービス」を適用します。 ※別途HJホールディングス社の定める利用規約（以下「HJホールディングス社規約」といいます。）への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
FODプレミアム スタンダードサービス	定額制動画配信サービス「FODプレミアム スタンダードサービス」を適用します。 ※株式会社フジテレビジョンの定める利用規約（以下「株式会社フジテレビジョンが定めるFOD利用規約」といいます。）への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
利用明細紙面通知	加入者が利用明細の紙面での通知を希望する場合に適用します。
DAZNサービス ※新規・コース変更受付を終了しました。	定額制動画配信サービス「DAZNサービス」を適用します。 ※DAZN Limited社の定める利用規約（以下「DAZN社規約」といいます。）への同意が必要です。また、利用料金の発生日は当社インターネット接続サービスと異なります。
メッシュWi-Fiサービス ※新規・コース変更受付を終了しました。	網目状に張り巡らされたWi-Fiネットワークを構築する宅内Wi-Fiサービスを適用します。

2-2　利用料

種類	単位	料金額（月額）
メールアカウント追加サービス料金	コース毎の標準提供数まで	基本利用料に含む
	コース毎の標準提供数を超え 1メールアカウント毎に （合計50アカウントまで）	500円（税込 550円）
コンテンツフィルターサービス料金	1契約毎に	300円（税込　330円）
ウイルスチェック・迷惑メール 対策サービス	1メールアカウント毎に	基本利用料に含む
Ｗｅｂホスティングサービス料金 （新規受付終了） スタートプランでの利用はできません。	100ＭＢまで	35,000円（税込　38,500円）
	100ＭＢを超え100ＭＢ毎に	10,000円（税込　11,000円）
Ｍａｉｌホスティングサービス料金 （新規受付終了） ※WEBホスティングサービスの 利用が条件となります。	20メールアカウントまで	10,000円（税込　11,000円）
	20メールアカウントを超え 20メールアカウント毎に	6,000円（税込　6,600円）
セキュリティソフト （Aitainetウイルスバスター 月額版）	1契約毎に （別途利用規約にある台数まで） ※一部の加入者に限ります。	419円（税込 460円）
セキュリティソフト （マカフィー® セキュリティサービス）	1契約毎に （別途利用規約にある台数まで）	350円（税込 385円）
ＤＨＣＰグローバルＩＰサービス	1契約者回線毎に （付与数 1IP）	500円（税込 550円）
固定グローバルＩＰサービス	1固定グローバルIPアドレス 毎に	3,500円（税込　3,850円）
ＬＡＮ接続サービス スタートプランでの利用はできません。	1契約者回線毎に	35,000円（税込　38,500円）

Aitainetドメインサービス M	10メールアカウント 及び1GBまで	1,500円（税込　1,650円）
Aitainetドメインサービス W/M	情報ページの公開　及び 10メールアカウント併せて 2GBまで	2,000円（税込　2,200円）
Aitainetドメインサービス　共通	10メールアカウントを超え 10メールアカウント毎に （合計100アカウントまで）	1,500円（税込　1,650円）
	基本容量を超え 1GB毎に（最大5GB）	1,500円（税込　1,650円）
	SSL証明書	800円（税込　880円）
	Webデータベース	700円（税込　770円）
10ギガ増速サービス ※光スマートCSパック、光スマートパック 加入者限定	1契約者回線毎に	1,500円（税込　1,650円）
Wi-Fiルーター追加 （3台目以降） ※光スマートCSパック、光スマートパック 加入者限定	1機器毎に	300円（税込　330円）
Huluサービス	1契約毎に	933円（税込1,026円）
FODプレミアムスタンダードサービス	1契約毎に	1,200円（税込1,320円）
利用明細紙面通知	１通につき	200円（税込　220円）
DAZNサービス ※新規・コース変更受付を終了しました。	1契約毎に	税込 4,200円
メッシュWi-Fiサービス ※新規・コース変更受付を終了しました。	1契約毎に （機器（Pod）は標準2台セット）	900円（税込990円）
メッシュWi-Fiサービス機器（Pod）追加 ※メッシュWi-Fiサービス加入者限定 ※新規・コース変更受付を終了しました。	1機器毎に	500円（税込550円）

3.ユニバーサルサービス料

項目	料金額（月額）
ブロードバンドユニバーサル料　※1	2円（税込2.2円）※2※3

※1　ブロードバンドユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。

※2　ブロードバンドユニバーサルサービス料は、総務省の認可に基づき支援機関が算定し一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice/）で公開された番号単価に基づいて、当社が定めます。

※3　2026年は、2026年3月ご利用分のみが請求対象となります。

4　工事費・手続費等

4-1　工事費

新規契約時の 工事費の分割払い ※2022年7月1日以降に締結した契約より適用	加入者が、当社に対し、申込みをし、当社がこれを承諾した場合、新規契約時の工事に関する費用は、予め当社が別途定める回数に分割して支払うものとします（以下「分割払い」といいます。）。消費税は、工事実施日の税率が適用されます。 1.当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合、分割払いを承諾しないことがあります。

	(1)分割払いの申込をした者が、分割支払金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。 (2)当社の業務遂行上支障があるとき。 (3)その他当社が不適当と判断したとき。 ２.分割払いの支払期日及び支払方法は、当社が別途定めるものとします。 ３.加入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、当社に対し、直ちにその残債務を支払うものとします。 (1)支払期日に分割支払金の支払いを１回でも延滞したとき。 (2)差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く。）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3)破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき。 ４．加入者が、すべての利用契約を解約し又は当社が、約款の規定に基づき契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。
引込工事費	30,000 円（税込 33,000 円）※
宅内工事費	実費
機器設置調整費	18,000 円（税込 19,800 円）※

※加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。

4-2　変更手続費

種類	料金額
光パック手続費 （光パック契約変更及び光パックから通常サービスへの変更にかかる費用）	3,000 円（税込 3,300 円）
ネットプラン変更手続費	各 3,000 円（税込 3,300 円）
ルータ設置・交換手続費	各 3,000 円（税込 3,300 円）
引込線変更作業費	9,400 円（税込 10,340 円）
宅内機器変更作業費	各 3,000 円（税込 3,300 円）

※加入者の宅内設備の状況により、別途追加料金が発生する場合があります。
※加入契約の状況により、別途解除料が必要です。

4-3　解約費

種類	料金額
引込線作業費用又は引込線撤去費	0 円
サービス機器撤去・手続費	0 円

5　最低利用期間と解除料

①2022 年 7 月 1 日以降に締結した契約

サービス名称	月額利用料	最低利用期間	解除料（非課税）
光パック 500M トリプルケーブルプラス版	5,597 円（税込 6,156 円）	２年間（24 か月）	4,000 円
光パック 500M トリプルケーブルライン版	5,437 円（税込 5,980 円）	２年間（24 か月）	
光パック 1G トリプルケーブルプラス版	9,160 円（税込 10,076 円）	２年間（24 か月）	
光パック 1G トリプルケーブルライン版	9,000 円（税込 9,900 円）	２年間（24 か月）	

光スマート CS パック ケーブルプラス版	9,260 円（税込 10,186 円）	２年間（24 か月）	
光スマート CS パック ケーブルライン版	9,100 円（税込 10,010 円）	２年間（24 か月）	
光スマートパック ケーブルプラス版	5,660 円（税込 6,226 円）	２年間（24 か月）	
光スマートパック ケーブルライン版	5,500 円（税込 6,050 円）	２年間（24 か月）	
マンション接続サービス 110Mbps（HFC）	3,429 円（税込 3,771 円）	1 年間（12 か月）	3,000 円
マンション接続サービス 200Mbps（HFC）	4,572 円（税込 5,029 円）	1 年間（12 か月）	

② 2022 年 6 月 30 日までに加入契約を締結した場合

スマイル光パック 1 ギガトリプル、スマイル光パック 500 メガトリプルにおける、第 1 項の最低利用期間は、各スマイル光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して３年間とします。３年契約終了月の当月（36 か月目の月の１日から末日まで）、翌月（37 か月目の月の１日から末日まで）、翌々月（38 か月目の月の１日から末日まで）のように、契約日から満３年（整数倍）の期間が終了する当月及び経過した直後の２か月間を契約更新月として定めます。契約更新月に加入者からの申出がない限り、同一契約条件で３年間自動更新となり、以降も同様となります。最低利用期間内に、契約の変更又は解約又は解除があった場合は、加入者は当社に対し、解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。解除料は、下記表に記載した額とします。2022 年 7 月以降の更新月(37 か月目)にて解除料は廃止となります。

解除料

利用期間（満 3 年）					
1～12 か月目	13～24 か月目	25～35 か月目	36 か月	37 か月 更新月	38 か月
48,000 円	36,000 円	10,000 円	解除料がかかりません		

6 設置機器等価格相当分（機器を紛失した場合等の損害賠償金）

貸与機器	損害賠償金
同軸通信端末	25,000 円（税込 27,500 円）
光通信端末(10ｷﾞｶﾞ以外)	25,000 円（税込 27,500 円）
光通信端末(10ｷﾞｶﾞ) ※無線 LAN ルータ 一体型含む	42,100 円（税込 46,310 円）
無線通信端末（親機）	9,048 円（税込 9,952 円）
無線通信端末（子機）	7,524 円（税込 8,276 円）
無線通信端末（光スマートパック）	11,910 円（税込 13,101 円）
LAN 集線装置(10ｷﾞｶﾞ)	23,200 円（税込 25,520 円）
無線 LAN 機器（Pod）	18,000 円（税込 19,800 円）

※上記定めのない機器につき、当社は、加入者に対し、個別に算出した金額を、請求するものとします。